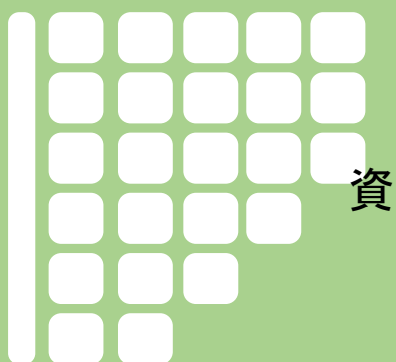




資

料

編



○用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

アスペルガー症候群

自閉症の一つのタイプ。ことばの発達の遅れがないことが、自閉症との違いとされる。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

沖縄県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障がい者等が自由に行動し、平等に参加できる社会を築くために、平成10年4月に施行された。

建築物の出入り口の段差解消、エレベーターの設置、幅の広い歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等、福祉の視点を踏まえ総合的なまちづくりを目指している。

【か行】

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

基幹相談支援センター

地域で相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う施設。

キャリア教育

児童生徒ひとり一人の勤労観や職業観を育てる教育。

グループホーム（共同生活援助）

地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居で、夜間や休日、日常生活上の援助を行う。

権利擁護

疾病や障害のため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

高機能自閉症

自閉症のうち3歳位までに現れ、知能発達の遅れを伴わない。「社会性」「言語やコミュニケーション」「想像力」に障害がみられる。

広汎性発達障害

自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障害の総称。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

【さ行】

社会福祉協議会

社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき設置されている。地域住民や保健福祉関係者、社会福祉関係機関などが参加、協力し、高齢者や障がい者を支える様々な活動を進めている。

手話通訳者

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳者として登録された者。

手話奉仕員

市町村が実施する所定の講習を受けて手話奉仕員として登録された者。聴覚障がい者(音声又は言語機能障がい者を含む)の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、市町村等公的機関からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

重症心身障がい児(者)

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)。

障害者基本法

障害のある方の自立と、社会参加の支援等の施策に関する基本理念及び、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律。施策の基本となる事項を定め、障がい者施策を総合的・計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的としている。平成 23 年に改正され、「地域社会における共生等」や「差別の禁止」などの条項が加えられた。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成 28 年(2016) 4 月施行。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害のある方を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

障害者総合支援法

2012(平成 24)年 6 月 27 日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成 24 年法律第 51 号)により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成 23)年 7 月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

障害基礎年金

国民年金法、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法等の年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付のうちの一つ。障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金がある。

自立支援協議会

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障がい者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」の別表に掲げる一定程度以上の障害がある方に対し、申請に基づき、障害の程度を認定して県知事が交付する手帳。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患で生活の制約があると認められる方が申請し、判定を受けて交付される手帳。各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格。精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

成年後見制度

障害や疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

【た行】

地域子育て支援センター

育児相談や子育てサークルの支援などを行う地域拠点。

地域生活支援事業

市町村の創意工夫によって、利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業。相談支援、意思疎通支援(手話通訳等の派遣など)、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業のほか、福祉ホームなどの地域の実情に合った事業を実施する。

注意欠陥多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）

年齢や発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。

特定健診

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD／HD)、高機能自閉症等の発達障害の子どもたちも対象とし、障害による学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成19年4月、学校教育法で位置づけられた。

特別支援学級

障害のある児童、生徒のために小中学校、高等学校及び中等教育学校が置くことのできる学級。「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成19年4月1日に施行される前は、「特殊学級」の名称が使われていた。

【な行】

内部障害

身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6障害の総称。

【は行】

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

発達障害

成長過程で心身の発達に遅れがある状態のことをいう。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多

動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。2014年(平成26)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

ピアカウンセリング

障がい者が、自らの体験に基づき、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ることをいう。障がい者自らがカウンセラーとなり、共感し、理解を深めサポートを行う。

福祉的就労

授産施設や小規模作業所で働くこと。自立、更生を促進し、生きがいを造るという意味合いがある。授産工賃は最低賃金法の適用除外で、一般企業における就労(一般就労)に対して、福祉的就労という。

福祉のまちづくり

障害の有無にかかわらず、また高齢者や子育て中の方などすべての市民が建築物や公共交通機関、道路、公園等の都市施設を安全で快適に利用できるまちづくりを推進すること。

放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流を行うサービス。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、性別、年齢、国籍に関らず、はじめからできるだけ多くの方が気持ちよく使えるよう、利用者本意、人間本位の考え方に立ったデザイン。その対象は都市施設や製品等の目に見えるものから、教育、サービス、システムなど目に見えないものまで多岐にわたる。

また、ユニバーサルデザインは、バリア(障壁)の存在を前提としてその除去を行うバリアフリーを包含し、発展させた考え方といえる。

要約筆記奉仕員

市町村及び都道府県の実施する所定の講習を受けて要約筆記として登録された者。手話習得の困難な中途失聴者、難聴等の聴覚障がい者のため、文字によるコミュニケーション手段として要約筆記を行う。

【ら行】

リハビリテーション

事故や病気による後遺症のある方などに、機能回復と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療と訓練。

療育手帳

申請に基づき、児童相談所及び障害者更生相談所において知的障害と判定された方に対して療育手帳を交付することにより、知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした、療育手帳制度要綱に定める制度。

○うるま市障がい者福祉計画策定のための基礎調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、うるま市障がい者福祉計画及び障害福祉計画の見直しにあたり、障がい者を対象に生活状況やサービスの利用状況等を把握するとともに、市民の障害福祉に対する意識等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 実施主体

うるま市障がい福祉課

(3) 調査の種類と対象者の抽出方法

- ・在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 1,700 人を無作為抽出
- ・在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 944 人全数調査
- ・在宅の精神障がい者：障がい福祉課窓口来庁者及び就労支援事業所利用者に調査
- ・在宅の障がい児(手帳所持者とサービス受給者)：520 人を無作為抽出
- ・在宅の医療的ケア児：過去3年間の障害福祉サービス支給決定に係る調査で把握した医療的ケアを受けている児童 51 人全数調査
- ・施設入所者：施設入所支援の利用者 数ヶ所の施設に調査協力依頼
- ・一般市民：市内に在住する20歳以上の男女より2,000 人を無作為抽出

(4) 配布方法

- ・在宅の身体障がい者：身体障害者手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・在宅の知的障がい者：療育手帳所持者 郵送による配布・回収
- ・在宅の精神障がい者：障がい福祉課窓口の来庁者及び就労支援事業所利用者に配布・回収(回収は一部郵送)
- ・在宅の障がい児：郵送による配布・回収
- ・在宅の医療的ケア児：郵送による配布・回収
- ・施設入所者：施設入所支援の利用者 施設を通して配布・回収
- ・一般市民：市内にする20歳以上の男女 郵送による配布・回収

(5) 調査期間

令和5年1月～令和5年2月

(6) 回収状況

	配布件数	回収数 (有効回答数)	回収率
在宅の身体障がい者	1, 7 0 0 件	1, 4 1 2 件	5 3. 4 %
在宅の知的障がい者	9 4 4 件		
在宅の精神障がい者	1 7 0 件	6 4 件	3 7. 6 %
在宅の障がい児	5 2 0 件	2 6 6 件	5 1. 2 %
在宅の医療的ケア児	5 1 件	3 0 件	5 8. 8 %
施設入所者	1 0 0 件	9 2 件	9 2. 0 %
一般市民	2, 0 0 0 件	8 1 6 件	4 0. 8 %
合 計	5, 4 8 5 件	2, 6 8 0 件	4 8. 9 %

○パブリックコメントの結果

うるま市障がい者プラン（第４次うるま市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画）（案）に対する意見募集について

募集期間	令和５年１２月４日(月)～令和５年１２月２５日(月)
提出された件数	０件
結果の公表方法	うるま市ホームページ
結果の公表日	令和５年１２月２７日(水)
担当部署	福祉部 障がい福祉課

〇うるま市障害者施策推進協議会規則

平成17年9月28日

規則第194号

改正 平成18年12月26日規則第62号

(通則)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例（平成17年うるま市条例第19号）第3条の規定に基づき、うるま市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項等を調査審議することを目的とする。

- (1) 障害者（福祉）計画の策定及び変更
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- (3) 前号に必要な関係行政機関相互の連絡調整

2 協議会は、前項第1号に定める事項を調査審議する場合、市長から諮問を受け、市長に対し意見等を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 市民
- (4) 障害者の福祉に関する事業・団体に従事する者
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が認めた者

3 前項第5号で規定する委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(専門委員)

第5条 協議会は、専門の事項に関する調査をさせるため必要があるときは、専門委員を若干名置くことができる。

- 2 専門委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、必要に応じて専門委員に委員以外のものを招集することができる。その場合、市長の承認を得ることとする。
- 4 専門委員は、調査の結果等を協議会に報告し、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 会長は、専門の事項に関する助言等をさせるため必要があるときは、他の福祉施策に関する委員会等に専門委員を出席させることができる。その場合、市長の承認を得ることとする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認める時期に協議会を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。
- 6 会議の経過及び結果の公表は、必要に応じて会長が行うものとする。
- 7 会長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行後最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成18年12月26日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

○うるま市障害者施策推進協議会委員名簿（令和４年度～令和５年度）

任期：令和４年１２月５日～令和６年３月３１日

	氏 名	名称（所属団体等）	備 考
1	古謝 敬	うるま市身体障がい者協会 会長	
2	知花 さおり	多様性を応援する親の会ふろしき	
3	兼島 玉美	うるま市民生委員・児童委員協議会	
4	我如古 優子	うるま市手をつなぐ育成会 会長	
5	山田 圭吾	うるま市心の健康を守る結の会 事務局長	
6	松本 学	うるま市社会福祉協議会 支援センターあいあい 所長	
7	仲村 実篤	社会福祉法人美原福祉会 美原の里 理事長	
8	宮里 初美	社会福祉法人緑和会(栄野比の里・緑の里) 常任理事	
9	崎原 直人	株式会社 Compass 就労継続支援Ａ型事業所	
10	大嶺 真吾	相談支援専門員連絡会	
11	當山 和華子	合同会社ひまわり(すまいるきつずかわた)	
12	真栄城 兼吾	グループホームしせいかい サービス提供責任者	
13	知花 えりか	中部地区障害者就業・生活支援センター 花灯	
14	竹藤 登	沖縄統合医療学院	会長
15	大鶴 卓	琉球こころのクリニック 院長	
16	遠藤 尚宏	一般社団法人あすいろ こども発達支援センター あすいろ	
17	幸地 美和	うるま市役所福祉部 部長	

	氏 名	名称（所属団体等）	任期
18	又吉 剛	中部福祉事務所 所長	令和４年１２月５日～令和５年３月３１日
	大城 順次		令和５年６月１日～令和６年３月３１日
19	栗國 静夫	沖縄県立美咲特別支援学校 校長	令和４年１２月５日～令和５年３月３１日
	田盛 信寿	沖縄県立泡瀬特別支援学校 校長	令和５年６月１日～令和６年３月３１日
20	伊波 仁	うるま市商工会 事務局長	令和４年１２月５日～令和５年３月３１日
	吉元 真嗣		令和５年６月１日～令和６年３月３１日

〇うるま市障がい者福祉計画検討委員会設置規程

平成17年9月28日

訓令第87号

改正 平成21年3月30日訓令第21号

平成22年3月18日訓令第5号

平成23年3月31日訓令第19号

平成29年3月31日訓令第21号

令和4年3月31日訓令第24号

令和5年3月31日訓令第27号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする「うるま市障がい者福祉計画」（以下「計画」という。）を検討するため、うるま市障がい者福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) うるま市障害者施策推進協議会との連絡調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉部長の職にある者を充て、副委員長には、障がい福祉課長の職にある者を充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員は、関係行政機関の職員のうち、別表第1に掲げる者を市長が任命する。
- 6 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長は、必要に応じ委員会に出席すべき委員を指名することができる。

- 2 委員長は、必要と認める時期に委員会を開催し、会議の議長となり議事を整理するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じて適当と認める者の会議への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議の経過及び結果の公表は、必要に応じて委員長が行うものとする。
- 6 委員長は、議事の経過について議事録を作成するものとする。

(作業部会)

第5条 委員会を補佐し、円滑な運営を図るため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会員の互選によって定める。
- 4 部会員は、関係行政機関の職員のうち、別表第2に掲げる者を市長が任命する。
- 5 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。
- 6 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に係る実務的な企画立案及び連絡調整に関すること。
 - (2) その他計画の策定時に必要な事項に関すること。

(事務局)

第6条 委員会及び作業部会に関する事務局及び庶務は、福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月28日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日訓令第21号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓令第24号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第27号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所属	課	職名	備考
福祉部		部長	委員長
福祉部	障がい福祉課	課長	副委員長
福祉部	福祉政策課	課長	
福祉部	保護課	課長	
福祉部	介護長寿課	課長	
こども未来部	こども政策課	課長	
こども未来部	こども家庭課	課長	
こども未来部	保育こども園課	課長	
こども未来部	こども教育支援課	課長	
こども未来部	こども発達支援課	課長	
こども未来部	子育て世代包括支援センター	所長	
市民生活部	市民協働政策課	課長	
市民生活部	健康支援課	課長	
総務部	職員課	課長	
企画部	企画政策課	課長	
企画部	危機管理課	課長	
企画部	共生推進室	室長	
経済産業部	産業政策課	課長	
経済産業部	スポーツ課	課長	
農林水産部	農林水産政策課	課長	
都市建設部	都市政策課	課長	
都市建設部	建築工事課	課長	
社会教育部	生涯学習文化振興センター	館長	
学校教育部	学校教育課	課長	
学校教育部	教育支援センター	所長	

別表第2（第5条関係）

所属	課	職名	備考
福祉部	障がい福祉課	主管係長又は係員	
福祉部	福祉政策課	主管係長又は係員	
福祉部	保護課	主管係長又は係員	
福祉部	介護長寿課	主管係長又は係員	
こども未来部	こども政策課	主管係長又は係員	
こども未来部	こども家庭課	主管係長又は係員	
こども未来部	保育こども園課	主管係長又は係員	
こども未来部	こども教育支援課	主管係長又は係員	
こども未来部	こども発達支援課	主管係長又は係員	
こども未来部	子育て世代包括支援センター	主管係長又は係員	
市民生活部	市民協働政策課	主管係長又は係員	
市民生活部	健康支援課	主管係長又は係員	
総務部	職員課	主管係長又は係員	
企画部	企画政策課	主管係長又は係員	
企画部	危機管理課	主管係長又は係員	
企画部	共生推進室	主管係長又は係員	
経済産業部	産業政策課	主管係長又は係員	
経済産業部	スポーツ課	主管係長又は係員	
農林水産部	農林水産政策課	主管係長又は係員	
都市建設部	都市政策課	主管係長又は係員	
都市建設部	建築工事課	主管係長又は係員	
社会教育部	生涯学習文化振興センター	主管係長又は係員	
学校教育部	学校教育課	主管係長又は係員	
学校教育部	教育支援センター	主管係長又は係員	

○策定の経過

		作業部会	検討委員会	施策推進協議会
令和4年度	12月			●第1回施策推進協議会 令和4年12月5日
	1月			
	2月			
	3月			●第2回施策推進協議会 令和5年3月16日
令和5年度	4月			
	5月	●第1回作業部会 令和5年6月5日（A・Bグループ） 令和5年6月8日（Cグループ）		
	6月		●第1回検討委員会 令和5年6月22日	
	7月			●第3回施策推進協議会 令和5年7月13日
	8月	●第2回作業部会 令和5年8月15日（Aグループ） 令和5年8月18日（Bグループ） 令和5年8月23日（Cグループ）		
	9月		●第2回検討委員会 令和5年9月15日	●第4回施策推進協議会 令和5年9月28日
	10月			
	11月		●第3回検討委員会 令和5年11月8日	●第5回施策推進協議会 令和5年11月16日
	12月			
	1月		●第4回検討委員会 令和6年1月11日	●第6回施策推進協議会 令和6年1月18日
	2月			
	3月			

うるま市障害者施策推進協議会会長 様

うるま市長 中 村 正 人

諮 問 書

第4次うるま市障がい者福祉計画及び第7期うるま市障害福祉計画、第3期うるま市障害児福祉計画の策定にあたり、貴協議会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

諮問事項

- 1 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画について
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画について
- 3 児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画について

令和6年2月9日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市障害者施策推進協議会
会 長 竹藤 登

答 申 書

令和4年12月5日付う福障第249001号により諮問のあった件について、うるま市障害者施策推進協議会規則第2条第2項に基づき下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

- 1 障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画について
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画について
- 3 児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画について

うるま市障がい者プラン（第4次うるま市障害者計画・第7期うるま市障害福祉計画・第3期うるま市障害児福祉計画）（案）につきまして、うるま市障害者施策推進協議会において審議した結果、適切であると認め、ここに答申いたします。

うるま市障がい者プラン

令和 6 年 3 月

発 行	うるま市
企画・編集	障がい福祉課 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号 TEL 098-973-5452 / FAX 098-973-5103
協 力	有限会社 システム・エッグ 〒901-1103 沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115 番地の 1 TEL 098-888-3090



うるま市